

携帯電話等エリア整備事業元利償還補助金 交付要綱

(目的)

第1条 県内において携帯電話不感地域（以下、「不感地域」という。）が未だ数多く存在することから、国庫補助事業（無線システム普及支援事業費等補助金（無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）））及び起債財源を活用して不感地域の解消に積極的に取り組む市町村を今後も継続して支援するため、整備に要する経費のうち起債の後年度における償還費用の一部を県から交付することにより整備を促し、もって携帯電話不感地域を解消する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「携帯電話等エリア整備事業（以下、「整備事業」という。）」とは、総務省所管の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第3条第2号アのうち、次に掲げる事業をいう。
 - (ア) 携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域（既に特定の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されている場合にあつて、その他の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されていない地域を含む。）の解消等を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備の整備をする事業であつて、市町村が行うもの。
 - (イ) 携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消等を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備が被害を受けた場合に、当該無線通信用施設及び設備等を復旧する事業であつて、市町村が行うもの。
 - (ウ) 携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消等を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備が設置後10年を経過し、機能低下が著しい場合に、当該無線通信用施設及び設備等の高度化に伴う更新をする事業であつて、市町村が行うもの。
- (2) 「整備事業の補助対象経費」とは、総務省所管の無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第4条別表に掲げる経費の総額をいう。
- (3) 「標準的負担割合」とは、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課長から通知された「携帯電話等エリア整備事業について」（令和2年3月27日付総基移第61号及びこの通知を改正する通知を含む）の「標準的な負担割合」欄で表示される、事業者参画数（令和元年度以前に実施した事業については世帯数）、各地域に応じた都道府県及び市町村の負担割合のことをいう。

(償還費補助対象経費)

第3条 この交付要綱において補助対象とする経費（以下、「対象経費」という。）の額は、次のとおりとする。

整備事業の補助対象経費として総務大臣が認めた金額に、同事業の地方負担として示された標準的負担割合（都道府県分）を乗じて算出される額

(交付額)

第4条 島根県知事（以下、「知事」という。）は、対象経費に係る起債の償還額に対して次の各号のいずれか少ない額を市町村に交付する。

- (1) 各年度の起債の償還額のうち普通交付税が措置されない部分に相当する金額
- (2) 各年度の起債の償還額のうち3割に相当する金額

(償還予定額の報告)

第5条 整備事業の実施主体である市町村は、対象経費に係る起債の借入日以降速やかに、第4条により算出される金額及び起債の償還期間中における当該金額の年度ごとの内訳額（以下、「償還予定額」という。）を、様式第1号により知事に対して報告する。

- 2 償還年度の変更及び各償還年度に償還する金額に変更が生じた場合には、第9条の規定に該当する場合を除き、市町村は様式第1号により速やかに知事に対して報告しなければならない。
- 3 知事は、第1項及び第2項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、元利償還補助金交付予定額（以下、「交付予定額」という。）を様式第2号により市町村により通知する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、様式第3号による交付申請書を償還年度に知事に対して提出しなければならない。

(交付決定及び交付条件)

第7条 知事は第5条第3項の規定により通知した金額に基づき、各償還年度に予算の範囲内で交付の決定を行い、様式第4号により市町村に通知する。

- 2 市町村は、前項により交付された補助金を当該年度に償還する際の償還金に充当しなければならない。
- 3 知事は、第1項の決定に際して、第2項による条件のほか必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第8条 市町村は、前条第1項の規定に基づく交付の後に、交付すべき金額に変更が生じた場合には、様式第5号による変更承認申請書を知事に対して提出し、承認を受けなければならない。

(繰上償還)

第 9 条 市町村は、繰上償還を行う場合には、様式第 6 号により知事に対して速やかに報告しなければならない。

2 市町村が繰上償還を行った場合、その償還年度に交付すべき金額は第 5 条第 3 項に規定する交付予定額のうち当該年度の償還予定額とする。

3 第 1 項の規定により報告があった金額に基づく繰上償還以後の交付予定額の通知については、第 5 条第 3 項の規定を準用する。

(実績報告)

第 10 条 市町村は、補助事業が完了したとき（繰上償還を行った場合を含む）は、その日から起算して 1 ヶ月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 7 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。

2 市町村は、補助事業が完了せずに県の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の 4 月 20 日までに前項の報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第 11 条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第 8 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 8 号による補助金の額の確定通知書により市町村に通知するものとする。

2 知事は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95%の割合で計算した延滞金を徴する。

(支払)

第 12 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 市町村は、補助金の概算払いを請求しようとするときは、様式第 9 号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、次に掲げる場合には、第 7 条の決定の内容（第 8 条の規定に基づく承認

をした場合は、その承認した内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 市町村が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町村が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

(補助事業の経理)

第14条 市町村は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度から償還終了後5年の間保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第15条 この要綱に定める報告書、申請書その他の書類は、報告又は申請時点までに作成した起債計算書等の金額を確認できる参考書類を添付して、知事に対して提出するものとする。

(その他必要な書類)

第16条 この交付金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この交付要綱は、平成21年3月17日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成 24 年 2 月 13 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に交付決定を受けた整備事業に係る元利償還補助金の基礎数値の報告については、改正後の要綱第 5 条第 1 項の規定による償還予定額の報告とみなす。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。